

公益社団法人宇和島青年会議所 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人宇和島青年会議所(以下「本会」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の物品並びに役務の提供を含むものとする。
- 3 本会は常時、寄附金を募ることができる。

(取り扱い)

第3条 一般寄附金は、その50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

- 2 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。
- 3 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に使用するものとする。

(受領書の交付)

第4条 寄附金を受領したときは、寄附者の求めに応じて遅滞なく本会所定の書式による寄附金受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額(物品又は役務の場合はその名称)及びその受領年月日を記載するものとする。

(辞退)

第5条 寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはその恐れがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、本会の業務遂行上支障があると認められるとき、及び本会が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (2) 第2条第1項第2号の特定寄附金について、その用途が本会の目的の達成に資するものでないとき

(情報公開)

第6条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行2規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備え置き、閲覧等の措置を講ずるものとする。

2 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の議決により行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年7月16日から施行する。